

当書面は「JPM新興国小型株式ファンド」が投資信託契約の解約（繰上償還）手続き中であることを投資者にお知らせすることのみを目的としたものであり、交付目論見書の一部を構成するものではありません。

投資者の皆様へ

## 「JPM新興国小型株式ファンド」 投資信託契約の解約（繰上償還）（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社設定の追加型証券投資信託「JPM新興国小型株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）は、その純資産総額が2024年10月末現在で約1,877百万円となっています。また、当ファンドでは信託約款において、純資産総額が20億円を下回ることとなった場合には当ファンドの信託契約（以下「当信託契約」といいます。）を解約することができるものと定めています。弊社では、昨今の純資産総額の推移に鑑みるに、今後当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待することは難しく、また引き続き一部解約が発生すると見込まれることから、信託約款の当該規定に従って当信託契約を解約（繰上償還）することはやむを得ないと判断いたしました。

したがって、当ファンドの信託約款第40条第1項の規定に基づき、当信託契約を解約（繰上償還）するための法定手続きを現在行っています。

当ファンドの繰上償還については、2025年1月23日までの期間、2024年12月16日現在における受益者の皆様（2024年12月12日の取得申込み分まで）からの、書面による決議に対する議決権の行使を受け付けています。なお、2024年12月13日以降に当ファンドの受益権の取得のお申込みをいただきました受益者の方は、当該議決権を行使することはできませんので、ご注意ください。

### ① 繰上償還を行う場合

2025年1月24日に書面による決議を行い、当該決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権総口数の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、2025年3月5日をもって当ファンドを繰上償還します。なお、その場合でも、当ファンドの受益権の換金（解約）のお申込みは、販売会社において2025年3月3日まで通常通り受け付けます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ② 繰上償還を行わない場合

上記①に記した議決権口数による賛成を得られず、書面による決議が否決された場合は、当ファンドの繰上償還は行いません。この場合、当ファンドを継続する旨を書面による決議の日以降、速やかに書面にて受益者の皆様にお知らせします。

したがって、当ファンドの受益権の取得のお申込みに際しましては、上記でご説明した当ファンドの繰上償還（予定）の内容を十分ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

2024年12月

JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社

# JPM新興国小型株式ファンド

## (愛称:エマージング・フューチャー)

追加型投信/海外/株式

2024.9.11

この目論見書により行うJPM新興国小型株式ファンド(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月10日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2024年9月11日に生じています。

### 委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

#### JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号  
設立年月日 1990年10月18日  
資本金 2,218百万円(2024年7月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額  
57,380億円(2024年7月末現在)

### 照会先

TEL: 03-6736-2350

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

HPアドレス: am.jpmorgan.com/jp

### 受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

#### みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してまいります様お願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式 中小型株))	年1回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス: <http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

投資先ファンドの有価証券を主要投資対象として運用を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

投資先ファンドとは、「JPモルガン・ファンズ・エマージング・マーケット・スモール・キャップ・ファンド」および「GIM ジャパン・マネー・プール・ファンドF(適格機関投資家専用)」です。

投資先ファンドの詳細については、後記「ファンドの特色 4 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。なお、以下それぞれを「エマージング小型株式ファンド」および「マネー・プール・ファンド」といいます。

## ファンドの特色

### 1 主として、新興国の株式の中から、成長性が高いと判断される小型株式に実質的に投資します。

新興国の小型株式に投資する「エマージング小型株式ファンド」の組入比率を高位に保つとともに、円建ての公社債に投資する「マネー・プール・ファンド」にも投資します。

「新興国の株式」とは、新興国に所在する会社が発行する株式または経済活動の主要な部分を新興国で行う会社が発行する株式をいいます。

上記株式のほか、それと同等の投資成果を得られると判断される預託証券等にも投資します。

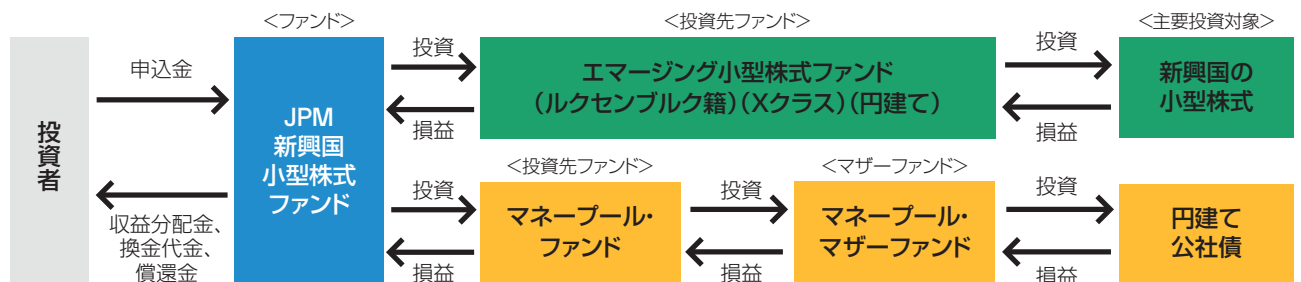
「預託証券」とは、ある国の企業の株式を国外等で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

ストックコネクトを通じて中国のA株への投資を行うことがあります。

中国のA株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件下でファンドを含む外国の投資家にも投資が認められているものです。ストックコネクトについては後記 2. 投資リスクをご参照ください。

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

このファンドの「ファンド・オブ・ファンズ方式」では、ファンドの資金を投資先ファンドに投資し、投資先ファンドが実際に有価証券に投資すること、または投資先ファンドの資金をさらにマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行います。



(注) <投資先ファンド>および<マザーファンド>の正式名称を含む詳細については、後記「4 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

## 2 為替ヘッジは行いません。

エマージング小型株式ファンドを通じて外貨建ての株式等に投資しますが、ファンドは、為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

## 3 J.P.モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用します。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

## 4 投資先ファンドの特徴

### ●エマージング小型株式ファンド

名 称	JPMorgan Funds - Emerging Markets Small Cap Fund JPMエマージング・マーケット・スモール・キャップ(Xクラス) (円建て) (JPM Emerging Markets Small Cap X)	
ファンドの形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人	
目 的	新興国の小型株式に主として投資し、資産の長期的な成長を目指します。	
主要投資対象	新興国の小型株式	
主な運用方針	主要投資対象に記載の新興国の小型株式を中心に投資します。 当該投資先ファンドが保有する株式の加重平均時価総額は、新興国の大型株、中小型株を対象とする指数であるMSCIエマージング・マーケットIMI(インバスタブル・マーケット・インデックス)の加重平均時価総額を常に超えないものとします。	
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・スモール・キャップ・インデックス(税引後配当込み)	
運用プロセス	<p>①個別銘柄の調査・分析 (ボトムアップ・アプローチ)</p> <p>「定性的な投資魅力度」の判断</p> <p>現在の株価で投資した場合の 長期的な「期待リターン」 (期待収益)の算出</p> <p>②組入銘柄の絞り込み</p> <p>③組入銘柄・組入比率の決定</p>	<p>投資対象銘柄の小型株式について、現地に密着した企業取材*1に基づき、個別銘柄について綿密な分析を行います。その結果から以下の2つの方法により各銘柄を評価します。</p> <p>企業の成長力、事業の継続性、経営の健全性や透明性およびコーポレート・ガバナンス等を考慮。</p> <p>長期の業績予想等に基づき、利益成長・配当・株価バリュエーション*2の変化・通貨の4項目の予想値を使用。</p> <p>①で判断した「定性的な投資魅力度」および①で算出した「期待リターン」による評価を総合的に判断し、組入銘柄を絞り込みます。</p> <p>国・業種の分散、投資先ファンド全体のリスク、個別銘柄の流動性等に配慮しながら、組入銘柄およびその組入比率を決定します。</p> <p>*1 企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。 *2 企業の利益・資産等の企業価値に対して、株価が相対的に割安か割高かの判断をいいます。</p>
運用会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人)* *2024年6月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。	

(注)MSCIエマージング・マーケット・スモール・キャップ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケットIMI(インバスタブル・マーケット・インデックス)は、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。

ファンドで投資するエマージング小型株式ファンドは円建てのため、ファンドにおいて運用成果を測る際に参考とする指数は、MSCIエマージング・マーケット・スモール・キャップ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)とします。当該指数は、MSCIエマージング・マーケット・スモール・キャップ・インデックス(税引後配当込み)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

## ●マネープール・ファンド

名 称	GIMジャパン・マネープール・ファンドF(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	国内籍・証券投資信託
目 的	円建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
主要投資対象	GIMマネープール・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マネープール・マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
主な運用方針	マネープール・マザーファンドを通じ、日本の発行体が発行する円建ての公社債を中心に投資し、元本の安定性と安定した収益の確保を図るとともに、高い流動性の確保に配慮します。
ベンチマーク	ありません。
運用プロセス	(以下はマネープール・マザーファンドにおける運用プロセスです。) ① 経済成長、インフレ、金利、財政、政治等マクロ面からの調査を踏まえた市場見通しに基づき、投資戦略を決定します。 ② 個別銘柄(債券)の発行体の信用力、評価等を分析し、個別銘柄について割安であるか、割高であるかを判断します。その過程において、どの種類の発行体にどのような配分で投資するかを併せて決定します。 ③ ②を踏まえ、組入銘柄を選定のうえマネープール・マザーファンドを構築します。その際、マネープール・マザーファンド全体において、信用リスク、金利変動リスク等を適切な水準で取るようにします。
運用会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(委託会社) マネープール・マザーファンドの運用をJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人)*に委託します。 *2024年6月末時点では運用委託先が実際の運用を行っていますが、今後変更される場合があります。

※「ベンチマーク」とは、投資先ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

## 投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。なお、投資先ファンドを通じて株式へ投資します。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託の受益権等の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## 収益の分配方針

年1回の決算時(6月11日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### <収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費\*1控除後の配当等収益\*2および有価証券の売買益\*3)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

\*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。

\*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。

\*3 評価益を含みます。



## 2. 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。  
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

### 基準価額の変動要因

ファンドは、投資先ファンドを通じて主に外国の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。特に小型株式は大型株式に比べ、株価がより大幅に変動することがあります。
流動性リスク	小型株式は大型株式に比べて、市場での売買高が少ない場合があり、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。
為替変動リスク	ファンドは、為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。
カントリーリスク	新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。</li><li>● 株式・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。</li><li>● 先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済・保管の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあること、新たに導入された制度については不確定・不安定な要素があることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。</li><li>● 税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。</li></ul>
ストックコネク トのリスク	ストックコネク <sup>*1</sup> を通じた中国のA株への投資には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 取引執行、決済等に関するストックコネク特有の条件や制限により、意図したとおりの取引ができない場合があります。また、ストックコネクを通じた取引に特有の費用が課される場合があります。</li><li>● スtockコネクを通じて行う取引は、現地の投資家補償基金(売買不履行から保護することを目的として設立されているもの)の対象にならず、また、現地の証券取引所における証券投資家保護の仕組みにより保護されない可能性もあります。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ストックコネクトを通じて取得した株式にかかる権利は、現地の保管機関等を通じて行使することとなり、その権利行使はストックコネクト特有の条件や制限に服することとなります。したがって、株主としての地位・権利は制限的なものとなる可能性があります。</li> <li>● 上海証券取引所や深セン証券取引所の営業日であってもストックコネクトの運営日でない日があり、それによりストックコネクトを通じて取得した株式を意図した日に売却できない場合があることから、予期しない株価変動リスクを負うことがあります。</li> <li>● ストックコネクトは比較的新しい制度であり、多数の外国の投資家が参加した場合に市場がどのような影響を受けるのか不明です。このため、今後、更なる規制が課される可能性があります。</li> </ul>
<b>変動持分事業体 (VIE)に関するリスク</b>	<p>ファンドは中国の株式に投資することがありますが、中国に本拠地を置く事業会社(以下「中国事業会社」といいます。)は、海外投資家から資本を調達するときに中国の変動持分事業体(VIE)の仕組み(VIEスキーム)*2を使う場合があります。中国事業会社は、中国政府または規制当局の介入によるVIEスキームの停止等の想定外の事象が起こった場合に円滑に資金調達が行えなくなる場合があり、投資資産の価値が変動する可能性があります。</p>
<b>デリバティブ取引のリスク</b>	<p>ファンドは、デリバティブ取引を用いる場合があります。デリバティブ取引は、その他の投資手段と比較して、株価等の変動に対してより大きく価格が変動・下落することがあります。</p>

\*1 本書において、「上海・香港相互株式取引制度」と「深セン・香港相互株式取引制度」をあわせて「ストックコネクト」といいます。

「ストックコネクト」とは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式(中国のA株)を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。

\*2 中国事業会社が複数の事業体を中国国内外に設立し、それらを通じて海外の投資家から資金調達するための仕組みです。

**上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。**

---

## その他の留意点

---

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

ファンドの流動性リスクは、以下のような状況で顕在化する可能性があります。

- 取引金額が大きい場合
- 市場が極端な状況にある場合
- 通常とは異なる市場環境にある場合
- 通常以上に多額の換金申し込みがあった場合
- 投資家による市場見通しが悪化した場合
- 市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合
- 取引所、政府または監督当局により取引を停止または制限される場合
- 特定の期間において経済状況、市況または政情の悪材料が生じた場合
- 急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合
- その他の制御不能な状況が生じた場合

ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

---

## リスクの管理体制

---

投資先ファンドの運用会社および委託会社のグループ内の他の会社において、運用部門から独立した部門が以下に掲げるリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック

委託会社および投資先ファンドの運用会社において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他のリスク管理を行います。

- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

また、投資先ファンドにつき、投資先ファンドの運用会社の運用部門から独立した部門は、上記の事項に加え取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェックを行います。

流動性リスクについては、委託会社およびそのグループ内の他の会社で、手順書等に基づきチェックや管理、検証等を行います。



## 参考情報

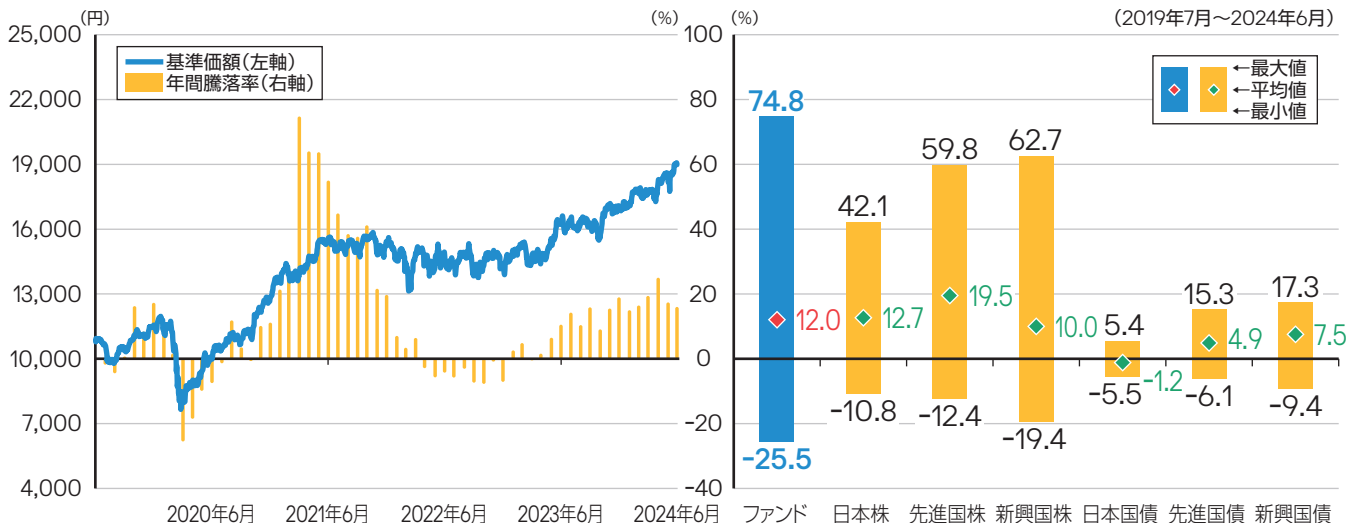
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

### ＜ファンドの基準価額・年間騰落率の推移＞

2019年7月～2024年6月の5年間に於ける、ファンドの基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

### ＜ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較＞

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

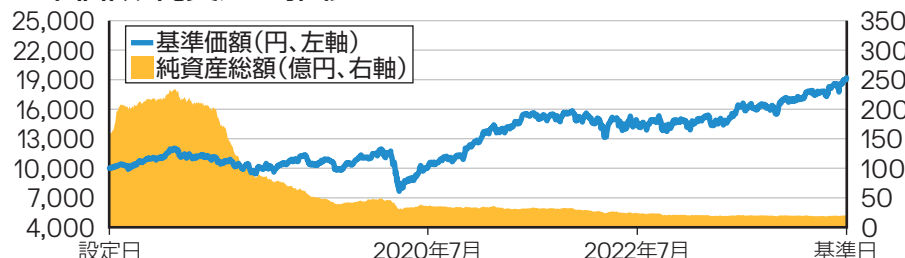
JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

# 3. 運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(am.jpmorgan.com/jp)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2024年7月1日	設定日	2017年6月12日
純資産総額	20億円	決算回数	年1回

## 基準価額・純資産の推移



\*基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

期	年月	円
3期	2020年6月	0
4期	2021年6月	0
5期	2022年6月	0
6期	2023年6月	0
7期	2024年6月	0
	設定来累計	0

\*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

## ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率 <sup>*1</sup>	時価総額別構成比率 <sup>*2</sup>	投資比率 <sup>*3</sup>
JPモルガン・ファンズ・エマージング・マーケット・スモール・キャップ・ファンド	99.5%	40億米ドル以上	49.8%
GIMジャパン・マネーブル・ファンドF (適格機関投資家専用)	0.0%	10億米ドル以上	44.7%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	0.5%	40億米ドル未満	
合計 (純資産総額)	100.0%	10億米ドル未満	4.5%

## 国(地域)別構成状況

投資国/地域 <sup>*2</sup>	投資比率 <sup>*3</sup>
インド	27.0%
台湾	19.9%
中国	8.8%
韓国	6.9%
南アフリカ	6.2%
その他	30.3%

## 通貨別構成状況

通貨	投資比率 <sup>*3</sup>
インドルピー	25.8%
台湾ドル	21.3%
オフショア元	8.2%
韓国ウォン	6.9%
米ドル	6.8%
その他	30.1%

## 業種別構成状況

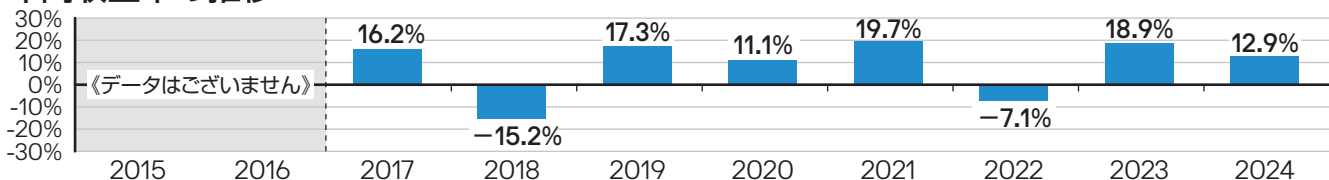
業種 <sup>*2</sup>	投資比率 <sup>*3</sup>
情報技術	20.7%
金融	19.1%
資本財・サービス	17.9%
生活必需品	17.1%
一般消費財・サービス	10.9%
その他	12.7%

\*上記比率に投資先ファンドが保有する公社債および投資信託証券は含んでいません。

## 組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国/地域 <sup>*2</sup>	通貨	業種 <sup>*2</sup>	投資比率 <sup>*3</sup>
1	智邦科技	台湾	台湾ドル	情報技術	2.9%
2	信驊科技	台湾	台湾ドル	情報技術	2.8%
3	スプリーム・インダストリーズ	インド	インドルピー	素材	2.7%
4	クリックス・グループ	南アフリカ	南アフリカランド	生活必需品	2.5%
5	儒鴻企業	台湾	台湾ドル	一般消費財・サービス	2.2%
6	世界先進積体回路	台湾	台湾ドル	情報技術	2.2%
7	トランシルヴァニア銀行	ルーマニア	ルーマニアレイ	金融	2.1%
8	コフォージ	インド	インドルピー	情報技術	2.1%
9	インド・マルチ商品取引所	インド	インドルピー	金融	2.1%
10	グローバント	ウルグアイ	米ドル	情報技術	1.9%

## 年間収益率の推移



\*年間収益率(%)=(年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額-1)×100

\*2017年の年間収益率は設定日から前年末営業日、2024年の年間収益率は前年末営業日から2024年7月1日までのものです。

\*ベンチマークは設定していません。

\*投資信託証券とは、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券の総称です。

\*当ページにおける「ファンド」は、JPM新興国小型株式ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

\*1 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。

\*2 国/地域はMSCI分類、業種はGICS分類に基づき分類していますが、J.P.モルガン・アセット・マネジメントの判断に基づき分類したものが一部含まれます。また、時価総額別構成比率については、J.P.モルガン・アセット・マネジメントのデータに基づき分類しています。J.P.モルガン・アセット・マネジメントとは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

\*3 ファンドは各投資先ファンドを通じて投資を行うため、各投資先ファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。なお、運用実績の基準日のファンドの基準価額算出に使用されているデータ(JPモルガン・ファンズ・エマージング・マーケット・スモール・キャップ・ファンドおよびGIMジャパン・マネーブル・ファンドF(適格機関投資家専用))は2024年6月最終営業日のものを使用しています。

# 4. 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。 換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して7営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付不可日	委託会社が指定する日*には、購入・換金申込みの受付は行いません。 *投資先ファンドのエマージング小型株式ファンドの申込不可日と委託会社が別途定める日となります。 (注)申込受付不可日については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (2024年11月5日以降) 原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2024年9月11日から2025年9月10日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情 投資先ファンドであるエマージング小型株式ファンドの買付制限または買付停止により、ファンドの購入申込みの受付を中止する場合があります。
信託期間	2017年6月12日から2027年6月11日(休業日の場合は翌営業日)までです。
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年6月11日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年1回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となりますが、このファンドは、NISAの対象ではありません。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 上記は2024年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### [ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>手数料率は<b>3.3%(税抜3.0%)</b>を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。</p> <p>当該費用は、購入時におけるファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。</p>
信託財産留保額	かかりません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>ファンドの純資産総額に対して年率1.188%(税抜1.08%)がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日の6ヵ月後(休業日の場合は翌営業日)、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。</p>	
	(委託会社)	年率0.33%(税抜0.30%)	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価
	(販売会社)	年率0.825%(税抜0.75%)	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価
	(受託会社)	年率0.033%(税抜0.03%)	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価
運用管理費用 (信託報酬)	投資先 ファンド	投資先ファンドの純資産総額に対して以下の費用がかかります。	
		エマーシング小型株式ファンド	
		年率0.50%*	同ファンドの運用会社等が提供する、同ファンドの運用業務、同ファンドに関する情報提供業務、およびこれらに付随する業務
		*消費税等はかかりません。	
マネープール・ファンド		(委託会社)	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務(運用委託先が行う業務を含みます。)、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価
年率0.1045% (税抜0.095%)	(販売会社)		ファンドの口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、およびこれらに付随する業務の対価
	(受託会社)		信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価
実質的な負担 (概算)	純資産総額に対して <b>年率1.69%程度(税抜1.58%程度)</b> がかかります。 エマーシング小型株式ファンドに純資産総額のほぼ全額を投資した場合のものです。投資先ファンドの組入比率は運用状況に応じて変動するため、実際の負担と異なる場合があります。		



その他の費用・手数料

- 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。
  - ・有価証券の取引等にかかる費用(当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。なお、その相当額が取引価格に含まれている場合があります。)
  - ・外貨建資産の保管費用(当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。)
  - ・信託財産に関する租税
  - ・信託事務の処理に関する諸費用
  - ・ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用
  - ・その他ファンドの運用上必要な費用

(注1) 上記の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。また、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。

(注2) エマージング小型株式ファンドにおいては、その運用資産を保管する保管銀行が提供する運用資産の管理・保管業務等、および監査法人が提供する同ファンドについての監査業務の対価として事務管理費用が同ファンド内で実費でかかります。ただし、同ファンドの純資産総額に対して年率0.15%を上限とします。
- ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用のうち以下のものについては、以下の計算により得た額を当該諸費用とみなして、その額を信託財産に日々計上します。
  - ・ファンド監査費用  
純資産総額に対して年率0.022%(税抜0.02%)を乗じて得た額(上限年額330万円(税抜300万円))  
(当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。)
  - ・目論見書、運用報告書等の開示資料にかかる事務費用、ファンドの計理事務にかかる費用、ファンドの受益権の管理にかかる事務費用等(委託会社が第三者にこれらの事務を委託する場合の委託費用を含みます。)  
純資産総額に対して、委託会社が合理的に見積もった一定の率(上限年率0.088%(税抜0.08%))を乗じて得た額

なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。

(注) 上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

【税金】

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
換 金 ( 解 約 ) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

(注1) 上記は、2024年7月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2) 外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注3) 法人の場合は上記とは異なります。

(注4) 税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報) ファンドの総経費率

ファンドの直近の運用報告書対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率(①)	その他費用の比率(②)
年率1.94%	年率1.68%	年率0.26%

対象期間:2023年6月13日~2024年6月11日

※総経費率は、期中の運用・管理にかかった費用の総額を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した数値です。

※各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。